



平成 28 年 2 月 5 日

各 位

本店所在地 東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号
会社名 ラサ工業株式会社
(コード 4022 東証第一部)
代表者 取締役社長 庄司 宇秀
問合せ先 総務部長 仲 裕路
(TEL . 03-3278-3801)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、平成 26 年 4 月 9 日に地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウム又は硫酸アルミニウムの取引に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

本日当社は、この内ポリ塩化アルミニウムの取引に関して、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関しまして、株主の皆様及びお取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

また、このような事態に到ったことを厳粛に受け止め、法令遵守の徹底に努め、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1 . 排除措置命令の概要

ポリ塩化アルミニウムの取引に関して、独占禁止法第 3 条に違反する行為があったとして、当社は違反行為を取り止めていることを確認すること、独占禁止法遵守について自社の従業員に周知徹底すること等の措置を命じられました。

2 . 課徴金納付命令の内容

納付すべき課徴金の額 38 百万円

平成 28 年 3 月期第 2 四半期決算において、意見聴取通知書受領段階の課徴金の金額 38 百万円を特別損失として計上済みであります。

3. 今後の対応

(1) 独占禁止法を含む法令遵守の徹底

平成 26 年 4 月の立ち入り検査後、既に再発防止のため、社外の専門家を招いた講習を行うなど再発防止策の実施に取り組んでおります。今後もこれをより一層定着させ、法令遵守及びコンプライアンスの徹底を図ってまいります。

(2) 役員報酬の一部返上

今般の事態を真摯に受け止め、責任の所在と信頼回復に向けて再発防止に取り組む姿勢を、より明確にするため、現在減額中の役員報酬に下記の通りさらに減額を加算し返上することといたしました。

役員報酬減額の内容

取締役社長	月額報酬の 20%返上
常務取締役	月額報酬の 10%返上
担当取締役(1名)	月額報酬の 5%返上

対象期間

平成 28 年 2 月より 3 ヶ月間

以上